

監査法人による調査結果及び資金管理センターの対応

資料6-3

※ 監査法人トーマツの業務監査報告書(資料6-2)に記載された「調査の手続」「調査結果のうちで指摘された事項」と「資金管理センターの対応」を記載した。
 なお、指摘事項がなかった「調査の手続」については具体的な手続きを省略し、調査項目のみとした。

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p>(1) 預託金(リサイクル料金)の收受業務の調査</p> <p>＜預託金の收受＞</p> <p>① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>③ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証</p> <p>④ フロン券の移管処理</p> <p>＜預託申請取消＞</p> <p>⑤ 預託申請取消案件の適正処理(事業者による取消)</p> <p>⑥ 誤預託に伴う預託申請取消案件の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成20年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者からの申請書及びその添付書類の内容確認 ・システムの取消手続 ・管理者の承認 	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>●なお、返金を伴わない預託取消について、リサイクルシステムの取消は4月に行なわれているが、会計の処理が5月に行なわれているものがあつた。</p>	<p>●自治体引取の路上放棄車両はJARCへの申請によりリサイクルシステム上は預託済とし、2ヶ月以内にリサイクル料金を支払うことになっている。指摘の「返金を伴わない預託取消」は、リサイクル料金支払前に装備情報のミスを発見した自治体から申請を受け預託取消をしたものである。</p> <p>預託取消は個別明細を月次で作成し、翌月25日までに当月扱として会計処理している。指摘の4月分は業務課作成の個別明細が経理課へ5月27日に提出されたため翌月扱で処理された。なお、本件は預託済取消の後、正しい装備情報に基づいた預託が行なわれた。</p> <p>今後、業務課は個別明細を経理課へ翌月15日までに提出することとした。加えて、業務課・経理課各々が管理表により管理を強化することとした。</p>
<p>(2) 支払業務</p> <p>＜車検場団体への委託手数料の支払い状況＞</p> <p>① 委託した業務内容に応じた手数料の支払い、期限内の支払い等の業務プロセスの検証</p> <p>＜リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡＞</p> <p>② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証</p> <p>＜情報管理料金の情報管理部への払渡＞</p> <p>③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証</p> <p>＜特定再資源化預託金等の出えん＞</p> <p>④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証</p> <p>＜資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性＞</p> <p>⑤ 業務プロセスの検証</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p><費用配分> ⑥ 新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分</p> <p><コンタクトセンターの管理> ⑦ 日常の事務処理(コンタクトセンターの管理)</p> <p><中古車輸出の取戻し対応> ⑧ 処理状況(受付から処理済までの日数、その他) ⑨ 必要書類の取り付け状況(適正処理)</p> <p><預託申請代行> ⑩ 日常の事務処理</p> <p>(3)資金運用の調査</p> <p><再資源化預託金等の運用関連> ① 運用の基本方針の遵守</p> <p>② 運用計画の遵守 ・平成20年1月から12月の運用実績を査閲し、再資源化預託金等運用計画会議で承認された運用計画(運用期間、運用可能額、債券等取得計画)への遵守状況を確認する。</p> <p>③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証 ・平成20年1月から12月の金融機関への発注業務が業務処理マニュアル(再資源化預託金等の運用)に従って行なわれていることをサンプルについて確認する。</p> <p>④ 日常の事務処理 ●平成20年1月から12月のリスク管理者によるリスク管理が業務処理マニュアル(再資源化預託金等の運用(リスク管理))に定める所定の手続により実施されていることを確認する。 ・「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認 ・証券会社の定期的な評価の実施</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。 指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>●平成20年1月の第1・2運用期間にて再資源化預託金等運用計画会議にて承認された額は3,886百万円であったが、実際の運用実績は承認された額を超える3,918百万円であった。承認された額を超える運用を行なったことについて、平成20年1月29日開催の再資源化預託金等運用計画会議において報告され、承認を受けていることを再資源化預託金等運用計画会議の資料を査閲して確認した。</p> <p>●平成20年3月26日約定の債券について証券会社からの引合いを確認した結果、一部の発注が最良利率でない証券会社になされていることが発見された。これについては、最良執行でなかった可能性について担当者から管理者へ文書で報告され、理事の指示により運用計画会議で報告されたとの説明を受けた。その内容が記載された文書を運用計画会議の添付書類で確認した。</p> <p>●平成20年2月15日約定分の最良執行検証において、結果的に最良執行となっていたが、執行検証シートへの入力数値に誤りが発見された。</p> <p>●週次でのリスク管理報告について平成20年1月7日から平成20年12月5日の週次報告書を査閲した結果、週次での約定実績に基づいて、最良執行検証結果、運用対象資産検証結果、格付条件の変更の有無、関連法令の遵守状況、事務処理ミス報告、システム障害の有無等について週次でリスク管理及び報告を実施していることを確認した。しかし、2月2日から3月30日までの期間について週次の報告がなく、当該期間の報告の実績については確認できなかった。</p>	<p>●本件は、内部監査で指摘され平成21年3月17日開催の資金管理業務諮問委員会で報告した案件である。1月29日の運用計画会議において、一層の安全運用のため「1億円プラス1億円未満の端数金額」をバッファとして控除した額を運用可能額とした上で、日々の債券購入は運用係と財務計画係が残高照合を行なった後に実施するというルールを決め、再発防止策を強化している。</p> <p>●リスク管理担当者から、3月26日に発注したうちの1件が最高利回りでないと指摘された。これは運用係2名で目視チェックしていたが、利回りの数値を見誤ったことが原因であった。このため、4月16日の運用計画会議において、目視チェックに加えパソコンの関数機能を用いた最高利回りの自動選択方式を採用することとし、再発防止を徹底している。</p> <p>●単純な転記ミスであり、このようなミスを生じないよう業務に取り組んでいく。</p> <p>●指摘のとおり2月2日から3月30日の期間は週次報告書が作成されていない。週次報告書は担当者が課長に対して報告するものであるが、この間は担当者が病欠したため、日次の検証を課長が実施していた状況であり、週次報告書は作成していなかった。今後は、必ず週次報告書を作成する。</p>
<p>(4)資金管理法人(資金管理センター)の一般管理に係る調査</p> <p><調達規則の遵守状況> ① 調達規程の遵守状況の検証</p> <p><情報公開規則> ② 情報公開規則の遵守状況の検証</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	

調査の手続	調査結果	資金管理センターの対応
<p><稟議決裁規則の遵守状況> ③ 稟議決裁規則の遵守状況の検証</p> <p><u>(5)再資源化支援部の調査</u></p> <p><法第106条3号業務(入金)> ① 計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)</p> <p><法第106条3号及び4号業務(出えん業務及び支払)> ② 出えん業務及び計上・支払状況</p> <p><u>(6)情報管理部の調査</u></p> <p>① 計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)</p> <p>② 出えん業務及び計上・支払状況</p>	<p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p> <p>指摘事項なし。</p>	